

意見書

平成 24 年 3 月 19 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクB B 株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2011 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2011 年度)(案)に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

【総論】

現在、我が国の通信市場は、ネットワークのブロードバンド化・光化等の進展がめざましく、政策としても「光の道」構想の必要性が謳われ、2015 年頃の実現に向け、各種取組みがなされる等、まさに転換期を迎えていきます。直近の競争環境においては、電気通信事業法等関係法令の改正により、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西殿」という。)の機能分離や活用業務の届出制への移行がなされる等、NTT グループに係る累次の公正競争要件の見直しがなされました。このように激変する市場・競争環境において、公正競争を確保していくために、各種制度移行の成果や影響等について、速やかな検証が求められるところであり、その意味において、競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)の存在意義がまさに問われている状況にあると言えると考えます。

他方、本制度については、2007 年の制度創設以降、必ずしも有効に機能してこなかった側面が存在するものと考えます。競争事業者からの各種問題提起にも係らず、2009 年の NTT 西日本殿による接続情報の目的外利用に係る事案の発覚や未然の防止等には至らなかつたことにも顕著なように、従前より、弊社共が指摘してきた事案の収集・検証・措置の発動等の各プロセスにおける課題により、タイムリーに有効な措置が講じられてきたとは言えないものと考えます。本年における本制度の運用においても、検証プロセスとしては前年度以前に倣ったものとなっており、本検証結果案に示された措置内容についても平行して制度見直し等がなされた一部の項目を除き、「注視」という名の下に、実質先送りとなっている案件が多数を占める結果となっています。

そうした中、市場においては光の閉鎖的環境と相俟って、NTT グループの独占化がより一層進展し、NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」という。)殿による請求統合施策に顕著な NTT グループ再統合や活用業務等による NTT 東西殿の業務範囲拡大が活発化する等、過去蓄積してきた競争政策の根幹を揺るがしかねない事案の発生で公正競争への悪影響が大いに懸念されるところであります、競争セーフガードの砦たる本制度がこうしたダイナミックな市場の実態に追いついていない感は否めません。

次年度以降、本制度は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」に移行されることとなります。これまでの本制度の運用において得られた経験等も踏まえ、本制度見直しを機に、運用方法等の抜本的な見直しを実施頂き、眞の意味で有効な堅牢強固な検証制度として頂くことを要望します。

以上の問題認識を踏まえ、次頁以降に本検証結果案に対する個別の意見を詳述します。

意見提出者 ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

検証結果案		意見
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	第一種指定電気通信設備の指定要件については、従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった考え方を維持するという検証結果案に賛同します。
	イ 指定の対象に関する検証	集合住宅やビル向けの FTTH サービスについては、従前より NTT 東西殿が排他的に光屋内配線を設置しており、ユーザが自由に競争事業者のサービスを選択することが困難な状態です。ユーザ利便の向上のためにも、通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザ単位で利用可能となるよう、転用ルールを早期に整備の上、戸建て向け同様、NTT 東西殿の接続約款への規定を行うべきと考えます。従って、関連設備の第一種指定電気通信設備への対象追加等を含むルール化についても、引き続き検討していくことが必要であると考えます。
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証 (ア)NGNの帯域制御機能や認証・課金機能等(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見18)について	現在、NGN の帯域制御機能や認証・課金機能といった通信プラットフォーム機能については、通信サービスと切り離した形では提供されておらず、接続事業者の多様なサービス提供を制限しています。従って、当該機能のオープン化の検討を進めるとする検証結果案の方向性に賛同します。なお、これらについては、事業者間の自主的取組みに委ねるのみではなく、接続ルールの在り方等を検討する「情報通信行政・郵政行政審議会接続委員会」(以下、「接続委員会」という。)のような専門の委員会において、整理を図るべきと考えます。なお、検討を行う上では、通信プラットフォーム機能のアンバンドルのみならず、接続事業者からの要望も踏まえ、当該機能相当を事業者間接続において実現する代替的方策を含む多様な接続メニューを視野に入れるべきと考えます。

検証結果案	意見
(イ)NGNにおける公正競争環境を確保するため、GC接続類似機能、ラインシェアリング、分岐単位接続等を行うべきかという論点(意見18)について	<p>分岐端末回線単位の接続料設定については、2011年10月より接続委員会において議論が再開され、現在、その適否について議論が行われています。本議論は、2010年12月に取りまとめられた「光の道」構想(2015年頃を目指す)実現のために、「競争事業者の参入促進による料金の低廉化・サービスの多様化を推進し、分岐回線単位での接続料設定を含め、2011年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当」との方針に沿って検討がなされてきたものと認識しております。</p> <p>しかしながら、2012年3月6日の接続委員会において提示された「とりまとめの方向性(案)」では、光配線区画の拡大とその光配線区画の拡大が完了するまでの間の補完的な措置としてのエントリーメニューの導入の方向性が示され、1ユーザ単位での競争が可能な分岐単位接続料に関しては否定的な表現となっています。光配線区画の拡大については、一定程度の効果があるものと推測されるものの、新たな配線区画の整備に一定期間(少なくとも2~3年)を要することや1ユーザ単位での競争が可能になるわけではなく、競争政策としては不十分であると考えます。また、エントリーメニューに関しては、現在の一芯単位接続料と何ら変わりなく、新規事業者の参入を生み出していく環境構築が可能な方策とは思えません。</p> <p>以上の点を踏まえ、弊社共は、「アクセス網のオープン化によるFTTH市場への新規事業者の参入促進」の観点から、以下を要望します。本要望に沿って、1ユーザ単位での競争が可能となる環境の整備が行われることにより、「光の道」の方針である「競争事業者の参入促進による料金の低廉化・サービスの多様化」が実現できるものと考えます。</p>

検証結果案		意見
		<p>1. NTT 東西殿を含めた OSU 共用等の継続的な議論を行う場の設置</p> <p>2. FTTH 市場への新規事業者参入及びサービス競争促進実現のための分岐単位接続料設定を検討する場の設置</p>
	(ウ)地中化エリアにおける光ファイバの部分的な開放についてのルールを整備すべきかという論点(意見19)について	光ファイバの部分的開放は、後発事業者等の事業展開を容易にし、ユーザへの多様なサービス提供に資すると考えられることから、ルール化に向けて、一層の事業者間協議を推進すべきとする検証結果案に賛同します。
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	<p>(ア)第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)規制の対象について、全ての携帯電話事業者を対象とすべき、上位3社のモバイル事業者を対象とすべき、市場シェア40%~50%の事業者を対象とすべきとの指摘(意見26、27、28)について</p> <p>現在、「情報通信行政・郵政行政審議会」にて、第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」という。)の見直しが検討されているところですが、当該制度が競争促進等を目的とすることを踏まえれば、規制の最小化の観点から、その市場において真に交渉力が高く、市場支配的な事業者を特定し、適切な規制を適用することにとどめるべきと考えます。仮に、こうした本質から逸脱し、必要のない事業者にまで関連規制を適用する場合、競争促進の目的から外れた単なる規制強化につながりかねません。移動体通信市場においては、競争事業者各社の企業努力による新サービスの提供等の創意工夫により、僅かながら市場競争が進展したものの、旧国営事業体グループという特性や先行事業者としての強い優位性等、競争上のハンディキャップがいまだ存在しています。そうした中、50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者と他の競争事業者に一律の規制を適用することは、競争環境の悪化を誘引する懸念があるものと考えます。従って、二種指定制度の閾値の変更等を行う際には、上記の現状認識を踏まえ、公正・妥当な制度の在り方について十分議論が尽くされるべきと考えます。</p>
	(イ)二種指定設備制度は市場支配力に基づくドミナント性に応じた規制に再構築すべき。また、第二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業	前述の二種指定制度の趣旨等を踏まえ、禁止行為規制の適用に当たっては、真に支配的な事業者を特定して、運用することが必要です。なお、収益シェア以外の要素については、特に、旧国営事業体グループという特性や先行事業者として

検証結果案		意見
	者」という。)の指定に当たっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要との指摘(意見29)について	の強い優位性等、純粹に市場競争により勝ち得た要素以外について、十分な考慮がなされるべきと考えます。
(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証について	(ア)接続関連情報の目的外利用を防止する措置を実質的に担保できる体制構築が必要であり、総務省による厳格な検討を行うべきとの指摘(意見32)について	<p>2009年に発覚したNTT西日本殿による接続情報の目的外利用事案のような違法行為を再発させないためには、NTT東西殿の設備管理部門と設備利用部門間のファイアウォールを徹底する必要があります。本件に関連して、2011年の電気通信事業法等の改正によりNTT東西殿の機能分離が実施されたところですが、現時点で機能分離の具体的な運用等については接続事業者に明らかにされていない状況です。については、少なくとも以下のプロセスを明確に踏むことにより、機能分離の実効性や透明性確保を高めるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設備利用部門の接続に関する手続き・条件等を開示すること ②接続事業者の接続に関する手続き・窓口等におけるNTT東西殿の部門名(設備管理部門・設備利用部門)を明確にすること ③上記①及び②を踏まえ、NTT東西殿の設備管理部門との接続に関する手続き・条件等をNTT東西殿の設備利用部門と接続事業者で同一でないものがあれば同一にすること <p>また、NTT東西殿における監視部門の設置等により、監視の適正性、実効性は基本的に確保されるとされていますが、諸外国の事例等も見れば、最低限、違反事案が生じた場合の厳罰措置の規定や第三者による透明性のある検証スキームの確立等を併せて実施しない限り、十分な実効性は望めないものと考えます。</p> <p>以上の点を踏まえ、接続関連情報の目的外利用防止等に係る追加的ルール整備を早急に進めるべきと考えます。</p>

検証結果案	意見
(イ)NTT 東西の 116 窓口において、接続の業務に関して知り得た情報を用いたフレッツ光の営業活動が行われている可能性があることからファイアウォール措置の徹底を実質的に担保する体制を構築すべきとの指摘(意見 34)について	従前より述べているとおり、接続の業務に関して知り得た情報を用いたと思われる NTT 東西殿の 116 窓口におけるフレッツ光の営業活動が 2011 年 7 月時点においてもなお確認されている状況です。本検証結果案においては、NTT 東西殿による申告をもって、「一定の措置が講じられていると認められる」とされていますが、弊社共としては、本件に関し、現時点でも必要十分な措置が講じられていないとの懸念が拭えません。本件が、過去、NTT 東西殿に対して周知・徹底等の要請がなされている事案であることを踏まえれば、電気通信事業法第 166 条による総務省殿の調査権限を活用する等により、詳細な実態を把握し、必要に応じて、設備利用部門からの接続情報の閲覧等の規制を厳格化する等の追加措置を講じるべきと考えます。
(ウ)NTT東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われており、規制の実効性を確保する観点から、全業務委託先子会社等を監督対象に含める、もしくは禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加する等の措置を講ずべきとの指摘(意見35)について	現行の電気通信事業法においては、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対し、持株比率 50%以上の子会社(県域子会社等)への監督義務が課されていますが、後述する NTT ファイナンス殿による NTT グループの料金請求・回収業務の統合の施策に見られるとおり、当該監督義務の対象外のグループ会社を活用し、禁止行為規制の潜脱行為が行われようとしている状況にあります。従つて、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。)殿の子会社や NTT 東西殿による取引総額が過半となる等、実質的に影響力を行使し得る委託先事業者等についても、監督義務の対象とする等、追加的措置を講じるとともに、より本質的には、NTT の在り方の見直しを含む更なる措置を前倒して検討していくことが必要であると考えます。
(エ)ドコモショップ又は家電量販店等を通じたNTTグループ商品の一體的な販売活動は禁止行為規制を潜脱する行為であることから、委託会社・販売代理店においてもNTTグループ各社に課せられている規制	これまで代理店等の販売活動については、代理店等の独自判断による施策であるとして、NTT 東西殿や株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTT ドコモ」という。)殿に対し、特段の指導がなされていませんでした。しかしながら、こうした販売

検証結果案	意見
が遵守されるべきとの指摘(意見36、37)について	<p>活動は、NTT 東西殿等が禁止行為を侵した場合と実質的に同等の効果を発揮するものであり、公正競争上において問題が生じることに差異はありません。例えば、後述する NTT ファイナンス殿の施策が仮に実施された場合、代理店独自の施策であったとしても、「NTT グループ内であれば請求書が一括となり、支払いの手間が簡易になる」等を訴求する営業手法により、NTT グループのサービスが優先的に販売されることとなれば、公正競争に及ぼす影響は甚大です。従って、代理店の判断等であるため一義的に問題なしと評価するのではなく、営業実態等も見据えたより本質的な判断により、代理店の行為についても、禁止行為規制の対象である NTT 東西殿や NTT ドコモ殿の行為の一部とみなし、同等の禁止行為規制を適用する、若しくは監督義務を拡大する等の追加的措置を講じるべきと考えます。</p>
(オ)「NTT ID ログインサービス」、「NTT ネット決済」等を通じた実質的なグループ内の排他的業務が行われていることから、NTT グループの総合的な市場支配力に基づくルール導入を直ちに実施すべきとの指摘(意見38)について	<p>従前より述べているとおり、「NTT ID ログインサービス」や「NTT ネット決済」は、サービス名称の通り、NTT グループ以外の競争事業者とのサービス提携を想定できるものではなく、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当する疑いが強いものと考えます。後述する NTT ファイナンスの施策同様、実質的な排的グループ連携に該当する恐れが高いことからも、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講るべきと考えます。</p>
(カ)NTT ファイナンスによる「おまとめキャッシュバック」は NTT グループ各社の実質的なセット販売であり公正競争を阻害する。NTT グループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきとの指摘(意見40)について	<p>本年 2 月 2 日、NTT 持株殿及び NTT ファイナンス殿から、NTT 東西殿、NTT ドコモ殿、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿(以下、あわせて「NTT グループ四社」という。)の料金の請求・回収業務、問い合わせ窓口の統合が発表されました。</p> <p>また、本統合に当たり、業務統合される上記事業会社 4 社の料金請求・回収部門と計 8,500 人の従業員を NTT ファイナンス殿に移すものとも報じられています。</p>

検証結果案	意見
	<p>(以下、当該一連の施策を「本施策」という。)</p> <p>こうした施策は、NTT グループの料金請求部門の再統合を意味するものであり、これまで公正な競争を促進するために講じられてきた 1992 年の移動体部門分離や 1999 年の NTT 再編等の通信政策をないがしろにし、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)の趣旨に反する脱法的行為であると考えます。また、本施策については、前述の NTT 法の趣旨や NTT 持株等に係る累次の公正競争要件に反する行為であるとともに、電気通信事業法第 19 条、第 29 条及び第 30 条等に照らして、グループ間共同営業やグループ内情報集約等の観点においても、公正競争上、極めて問題が大きいと考えられます。(関連法令等に定める要件に対応する問題点・懸念等については別添 1 を参照下さい。)</p> <p>以上の点を踏まえ、まずは喫緊の対応として、総務省殿において施策の実施延期や見直しを含む厳格な措置を講じるとともに、既定の「光の道」包括的検証を待つことなく、NTT の組織の在り方も含めた議論を早急に開始すべきと考えます。</p>
(4) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検	(ア) NTT 東西とNTTコミュニケーションズの法人営業の集約に関連して、NTT東西及びNTTコミュニケーションズが共同営業行為を行っており、NTT再編成時の公正競争要件に抵触しているおそれがあることから、所要の措置を講じるべきとの指摘(意見42)について

検証結果案	意見
<p>証について (イ) 活用業務制度は日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)やNTT再編成の本来の目的と齟齬をきたすため直ちに廃止すべきとの指摘(意見43)について</p>	<p>2011年12月21日、NTT 東日本殿から、「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス」(以下、「本件活用業務」という。)を活用業務として提供する旨の届出がありました。本件活用業務は、NTT 東西殿が上位レイヤーになし崩し的に業務範囲を拡大する足掛かりとなるものでありネットワークレイヤーにおける市場支配力が現状以上に上位レイヤーに及ぶことは明らかです。こうした結果、他のアプリケーションサービス事業者との同等性確保は困難となり、公正競争に深刻な影響を与えることとなります。従って、活用業務に係る省令・ガイドライン等において、NTT 東西殿によるISP事業への参入等上位レイヤーへの業務範囲拡大を含む公正競争を阻害するおそれがある事例を禁止事項として追加するとともに、少なくとも、本件活用業務と同様の態様であっても、新たなアプリケーションサービスを開始する場合は、その都度、当該活用業務に係る連携先の事業者をチェックする等により、なし崩し的な業務範囲拡大に歯止めをかけるべきと考えます。</p> <p>なお、活用業務制度については、NTT の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来、制度自体を廃止すべきとの考えに変わりはありません。事実、活用業務制度は、地域電気通信業務に係る設備、技術及び職員を、本来業務である地域電気通信業務に影響を与えない限りにおいて、公正競争の確保に支障のない範囲で、他の電気通信業務等にを利用して提供するものとされている一方、現状、NTT東西殿が活用業務として提供されている県間IP伝送やひかり電話は実質的な本来業務となっており、これは制度の趣旨を明らかに逸脱するものであるとともに、前述したNTT再編の趣旨にも反するものと考えます。本件活用業務に係るサービスに見られるよう、今後、活用業務制度の届出制への移行</p>

検証結果案	意見
	に伴い、こうした傾向が助長されることが危惧されることから、最低限の措置として、事前届出期間を十分なものに延長し、届出があった際に競争事業者の意見を反映する公の場を設けるとともに、市場監視等の機能を担う常設機関を新たに設置すべきと考えます。
(ウ)NTT東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、2008年度の要請以降もNTT東西が放送サービスの提供主体であるような誤認を与える広告が引き続きなされていることから、「フレッツ」をサービス名称に使用することの禁止等の追加的措置を講ずべきとの指摘(意見45)について	本件については KDDI 株式会社殿が 2011 年 7 月時点の広告物を提出し、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっていないこと等について指摘しているにも係らず、具体的な検証がなされた形跡が認められないまま、「運用状況等について引き続き注視」とされています。従って、本件に係る十分な調査や評価を行うとともに、本サービスの広告表示の改善について NTT 東西殿に対して追加的な指導を行うべきと考えます。
(エ)NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、現行の役員兼任、在籍出向の禁止に加え、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止すべきとの指摘(意見46)について	前述の NTT ファイナンス殿の施策にもあるとおり、昨今、NTT グループは「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源を NTT 持株殿の元に統合する動きを活発化させています。NTT グループ間における役員の人事異動等、NTT 持株殿を中心とした戦略的な人材配置については、上記施策等と相俟って、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念があります。 このような状況下においては、そもそも NTT 持株殿を中心とした体制の是非が問われているのであり、本事案を「持株会社の業務遂行上の必要性」と言った論点で評価するだけでは明らかに不十分です。従って、NTT の在り方の見直しを含む更なる措置の必要性という文脈において、早急にあるべきルールが検討されるべきと考えます。

検証結果案	意見
(オ)県域等子会社等においてNTTブランド力が法の趣旨を逸脱して使用されているため、使用を制限すべきとの指摘(意見47)について	NTT 法第 8 条の趣旨を踏まえれば、「日本電信電話株式会社」等と同義である「NTT」等を、県域子会社や NTT グループ各社が社名の一部に用いることは、不適当と言わざるを得ません。一般的に、「NTT 東日本一〇〇」等を NTT 東日本殿と誤認する可能性は極めて高いことが容易に想定されることからも、NTT 法第 8 条の解釈の明示及び「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきと考えます。
その他 (ア)NTTコミュニケーションズが、NTT再編成前に取得した加入者情報を活用したアウトバウンド営業を行っている事例が存在している。マイライン制度導入の経緯等に照らして不適切であり、当該情報の営業活動利用の禁止が必要であるとの指摘(意見49)について	NTT コミュニケーションズ殿による申告をもって、「公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない」とされていますが、弊社としては、過去疑わしい事例を把握した経緯があり、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 項及び「NTT の承継に関する基本方針」に抵触しているとの懸念が拭えません。従って、電気通信事業法第 166 条による総務省殿の調査権限を活用する等により、NTT 再編時に継承した契約者情報の利用実態等を調査の上、問題が認められる場合には、NTT コミュニケーションズ殿のサービスを利用していないマイラインユーザ情報の破棄等、NTT 再編時に承継した加入電話情報の営業利用を禁止するための措置を講じるべきと考えます。
	(イ)競争事業者からNTT東西へ番号ポータビリティを行う際に、手続きの不備によりユーザへの請求が二重に行われるトラブルが多発しているため、実態を検証する必要があるとの指摘(意見53)について
	(ウ)接続事業者が今後のサービス提供の方向性を検討するために、NTT東西がアクセス回線における概括的展望を早期に公表し、競争確保に向けた検討を行う必要があるとの指摘(意見55)について

検証結果案	意見
	<p>まれます」との見解を初めて表明しました。しかしながら、アクセス回線における二重コストが現に発生しており、また、アクセス回線の移行スケジュールが接続事業者の事業運営にも多大な影響を及ぼし得ることを踏まえると、現在の NTT 東西殿の見込みを確定的なものとすべきではなく、引き続き、NTT 東西殿は、メタル回線の効率的な巻き取り方策の検討や利用者や接続事業者への十分な計画周知等を行うべきと考えます。その際、「情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会」における不定期の注視及び NTT 東西殿による適時適切な情報提供への期待のみでは、効果的なマイグレーションの見込みは低いと言わざるを得ません。従って、総務省殿において、NTT 東西殿に対するマイグレーション計画の再検討や情報公開等に係る追加的及び継続的な指導を行うことや積極的周知活動(IP 化・光化によるサービスの高度化といった移行メリットのみならず、二重コスト等タイムリーに移行しないことによるデメリットや装置寿命等による機器変更が不可避な点等の周知活動)を行うこと等により、マイグレーションの促進に資する総合的な取組みを推進すべきと考えます。</p>

以上

NTT ファイナンス殿による料金請求統合等の施策に係る問題点・懸念点等

関連法令等	問題点・懸念点等
<p>電気通信事業法</p> <p>第十九条</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、基礎的電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。</p>	<p>本施策の実施に伴い、NTT グループ会社のみを対象とした割引(ポイントによるキャッシュバック等を含む)を行うこととなった場合、当該施策は本条文の「料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でない」に該当するものと考えます。</p>
<p>第二十条</p> <p>3 総務大臣は、第一項(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た契約約款(以下「保障契約約款」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。</p>	
<p>第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>四 電気通信事業者が提供する電気通信役務(基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務(保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。)を除く。次号から第七号までにおいて同じ。)に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確</p>	

<p>でないため、利用者の利益を阻害しているとき。</p> <p>電気通信事業法</p> <p>第十九条</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、基礎的電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。</p> <p>第二十条</p> <p>3 総務大臣は、第一項(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た契約約款(以下「保障契約約款」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、指定電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。</p> <p>第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。</p>	<p>競争事業者等が NTT グループと同一条件で同施策と同等のサービス(自社サービスに係る債権の譲渡・請求回収業務の委託や NTT グループ四社サービスに係る債権の譲受・請求回収業務の受託)を実施可能かが不透明な状態です。従って、NTT グループ各社とその他事業者の同等性(実施有無のみならず、実施の場合の手続面・料金面等の全ての条件の同等性を含む)の確保がなされない場合、本施策は、「不当な差別的取扱い」に該当するものと考えます。</p> <p>また、競争事業者が NTT グループとの一括請求に申し入れることは、NTT グループにマーケティング情報を渡すことになる等の障害が存在するため、実質的に困難な事態も想定されます。従って、当該観点においても、本施策は、「不当な差別的取扱い」に該当するおそれがあると考えます。</p>

<p>電気通信事業法</p> <p>第十九条</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、基礎的電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。</p> <p>第二十条</p> <p>3 総務大臣は、第一項(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た契約約款(以下「保障契約約款」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、指定電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。</p> <p>第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。</p>	<p>本施策により、NTT グループ四社の膨大な顧客情報や NTT 東西南北殿、NTT ドコモ殿が回収代行を行うにあたり必要な他社 ISP、直収電話事業者等の顧客情報が NTT ファイナンス殿に集約されることになります。当該顧客情報は、料金の請求・回収に係る問い合わせ業務のため、ユーザの契約事業者(ISP、マイライン等)や通信量等の詳細な情報が含まれていることが想定され、これはクロスセル営業等に活用できる重要なマーケティング情報といえます。当該情報は、競争事業者が取得することはできない一方で、NTT グループ四社は、NTT ファイナンス殿への出向等により、実質的に取得、活用できる状況にあります。こうした状況は「不当な競争」を引き起こすものであるため、本施策は、本条文に該当するものと考えます。</p> <p>なお、本施策において、料金の請求・回収業務等の統合事業者が NTT ファイナンス殿ではなく、NTT グループ外の事業者であった場合においても、当該情報の集約により、NTT グループ四社が一体となつたクロスセル営業に活用される等の懸念は上記同様に存在するため、同様に本条文に該当するものと考えます。</p>
<p>第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方</p>	<p>上述の「3. 電気通信事業法第十九条第二項第六号、第二十条第三項第六号、第二十九条第一項第五号」と同様の理由により、本施</p>

<p>法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。</p>	<p>策は、本条文に該当するものと考えます。</p> <p>なお、本施策において、料金の請求・回収業務等の統合事業者がNTT ファイナンス殿ではなく、NTT グループ外の事業者であった場合においても、同様に本条文に該当するものと考えます。</p>
<p>第三十条</p> <p>3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p>	<p>NTT 東西殿、NTT ドコモ殿が他社 ISP、直収電話事業者等の回収代行等を行うにあたり取得した顧客情報は、「接続の業務に関して知り得た」情報に該当するため、当該情報が目的外利用された場合、本条文に該当するものと考えます。</p>
<p>第三十条</p> <p>3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。</p>	<p>上述の「2. 電気通信事業法第十九条第二項第四号、第二十条第三項第四号、第二十九条第一項第二号」と同様の理由により、本施策は、本条文に該当するおそれがあると考えます。</p> <p>また、本施策の実施に伴い、以下のような施策を行うことになった場合、当該施策は本条文の「特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること」に該当するものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施策により集約されるコールセンターへの問い合わせ時の営業行為 ・NTT グループ会社のみを対象とした割引(ポイントによるキャッシュバック等を含む) ・料金明細送付時のグループ各社の商品案内、申込書等の同封
<p>日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件 (2)取引条件等</p>	<p>「9. 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件(5)資材調達」と同様の理由により、本施策は、</p>

<p>NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じた NTT から新会社への補助が行われないようにする。また、NTT と新会社との間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発成果の利用等の取引条件並びに NTT との間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。</p>	<p>本要件を満たしていないものと考えます。</p>
<p>日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件 (3) NTT との人的関係 NTT から新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする。</p>	<p>本項目の NTT とは現在の NTT 持株殿と NTT 東西殿であり、当該三社と NTT ドコモ殿の出向形態による人事交流を禁じるものです。本施策は、NTT グループ四社が出向形態により人事交流を実施するものであることから、本要件を満たしていないものと考えます。</p>
<p>日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件 (5) 資材調達 新会社が NTT の購買力を使用することのないよう、NTT と新会社は共同資材調達を行わないものとする。</p>	<p>本施策は、NTT グループ四社それぞれの利用者に対する債権を NTT ファイナンス殿に一括して扱わせることによる、各社のコスト削減(口座振込手数料、クレジット決済手数料、印刷費用、システム一括化、人件費削減等)を目指すものです。NTT ファイナンス殿は、NTT 持株殿から 90%以上の出資を受ける被特別支配会社であり、実質的に NTT 持株殿の一事業部門に過ぎません。従って、本施策は、NTT ドコモ殿の請求を NTT 持株殿がまとめようとするものに等しく、また NTT ドコモ殿が NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ殿の請求ボリュームを利用してコスト削減を図ろうとするものといえます。これは、「NTT(現在の NTT 持株殿と NTT 東西殿)の購買力を使用した共同資材調達」に他ならず、標題の公正有効条件を著しく逸脱するものと考えます。</p> <p>なお、本施策は、NTT 東西殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿の請求ボリュームも相互的に作用するため、その影響は上記条件が典型的に想定する態様のものよりもさらに大きくなるものと考えます。</p>

<p>日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項</p> <p>(二) 地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと</p>	<p>「8. 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件(3)NTTとの人的関係」と同様の理由により、本施策は、本要件を満たしていないものと考えます。</p>
<p>日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項</p> <p>(四) 持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わないこと</p>	<p>「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件(5)資材調達」の項目と同様の理由により、本施策は、本要件を満たしていないものと考えます。</p>
<p>日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項</p>	<p>上述の「2. 電気通信事業法第十九条第二項第四号、第二十条第三項第四号、第二十九条第一項第二号」と同様の理由により、本施策は、本要件を満たしていないものと考えます。</p>
<p>(七) 地域会社と長距離会社との間の電気通信役務の提供に関連する取引条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同一とすること</p>	<p>また、「6. 電気通信事業法第三十条第三項第二号」において示した、本施策の実施に伴い想定される施策が実施された場合も、地域会社と長距離会社との間の電気通信役務の提供に関連する取引条件が、NTT 東西殿と競争事業者との間で同一にならないため、本要件を満たしていないものと考えます。</p>
<p>日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項</p> <p>(八) 長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一とすること</p>	<p>本要件において、NTT コミュニケーションズ殿は、「独立した営業部門を設置すること」になっていますが、料金の請求・回収業務は営業行為の一部であるため、NTT グループ四社の同業務部門を統合した本施策は本要件を満たしていないものと考えます。</p>
<p>日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野に</p>	<p>上述の「3. 電気通信事業法第十九条第二項第六号、第二十条第三項第六号、第二十九条第一項第五号」において述べた状況を踏ま</p>

<p>おける公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項 (九) 地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とすること</p>	<p>えると、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿との間で提供される顧客情報は、明らかに他の電気通信事業者との間のものと同一ではないため、本施策は本要件を満たしていないものと考えます。</p>
<p>日本電信電話株式会社の在り方について－情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて－ (平成 8 年 2 月 29 日公表)</p> <p>3 再編成の具体像 3-2 新しい市場における NTT の姿 (1) 基本的視点 次のような基本的視点に基づき、再編成を行うこととする。 (イ) 多元的な主体による公正有効競争を促進する体制とする。 (ウ) 再編成会社間のヤードスティック競争とともに、相互参入による直接競争の創出を目指す。</p>	<p>本施策において、請求・回収業務等が統合されることにより、NTT グループ四社間の直接競争が損なわれ、多元的な主体による競争が阻まれることになります。従って、本施策は、本答申の基本的視点に反するものであると考えます。</p>
<p>「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の第一次答申 (平成 12 年 12 月 21 日公表)</p> <p>3 NTT の在り方 (2) IT 革命推進のために NTT が果たすべき役割 NTT の在り方については、 (a) グループ内各社の経営の自主独立性の確保 (b) グループ内各社による相互競争の実現 (c) NCC 等の競争事業者との間の公正競争の推進 によって、各事業会社がインターネット時代に対応したダイナミックな事業展開をすることにより、利用者ニーズに応えるサービスを提供するとともに通信市場全体の活性化を達成することを基本として検討すべきである。</p>	<p>本施策において、請求・回収業務等が統合されることにより、NTT グループ四社の自主独立性の確保は困難なものとなり、また、「15. 「日本電信電話株式会社の在り方について－情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて－」」において述べたとおり、NTT グループ四社の直接競争も損なわれます。また、こうした NTT グループ連携を強化する施策により、NCC との間の公正競争の推進にも支障が生じることになります。従って、本施策は、本答申の基本的視点に反するものであると考えます。</p>